

消防団協力事業所表示証交付式を開催します

前橋市消防団協力事業所表示証交付式を開催。標記制度に申請のあった2つの事業所などを新たに認定しましたので、それぞれに消防団協力事業所表示証を交付します。

- 1 日時 平成30年10月18日（木）午後2時～午後2時30分
- 2 会場 前橋市消防局 3階31防災研修室（朝日町四丁目22-2）
- 3 対象 今年度、新たに協力事業所として認定をした以下の事業者など
 - ・前橋市農業協同組合
 - ・公立大学法人前橋工科大学

4 消防団協力事業所表示制度の目的・意義

全国的に消防団員数が減少し、消防団員の約7割が被雇用者であることから、事業者等が消防団活動に協力することを社会貢献として賞揚する制度で、総務省消防庁が推進しています。事業所等として消防団活動に協力し、その地域に対する社会的貢献を認められることは、当該事業所等の信頼性の向上につながり、さらには地域における防災体制の充実が図られます。

本市は平成20年4月1日に「前橋市消防団協力事業所表示制度」を施行し、同年8月に県内初となる消防団協力事業所が誕生。現在、市内16事業所等（前記2事業所等を含む。）が認定されています。

本件に関するお問い合わせ先

消防局総務課 企画係

電話 内線 / 81-1316・81-1317
直通 / 027-220-4504